

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用することを求める意見書

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されない。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのある者と定義されているためである。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格、及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は課税所得が高く設定されてしまう。そのため婚姻歴のない母は、母子世帯の中でも所得水準が低い傾向にあるにも関わらず、さらに不利益を受けている。

この問題について2009年11月三名の婚姻歴のない母が、代理人弁護士とともに、日本弁護士連合会に対して、人権救済の申し立てを行った。これを受けて日弁連は、非婚の母に寡婦控除を適用しないことは、合理的な理由もなく差別するものであるとして、寡婦控除を「みなし適用」するよう総務大臣、都知事等に宛てて「要望書」を提出した。

日弁連の調査報告によれば、婚姻歴のない母親に対して寡婦控除を適用しないことは、法の下での平等を保障した憲法14条に違反し、また母によって扶養される子どもに対しても経済的不利益をもたらすことから子どもの権利条約に違反し、また差別を禁じた国際人権規約にも反している、と結論付けている。

よって、町田市議会は以下の項目を実施するよう、強く求めるものである。

- 一、 税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無に関わらず適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。